

千葉県社会福祉センター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県社会福祉センター設置管理条例（令和三年千葉県条例第三十四号。以下「条例」という。）第六条、第十条及び第十三条の規定により、千葉県社会福祉センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の告示)

第二条 知事は、条例第四条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(利用の対象者等の定めのある施設)

第三条 条例第六条の規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 研修室
- 二 会議室
- 三 講師控室
- 四 附帯設備

(利用の申込み)

第四条 条例第七条第一項の承認を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に、指定管理者が定める申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- 一 社会福祉を目的とする事業等の推進のために利用する地域住民等 利用を開始しようとする日（以下「利用の日」という。）前三月の日の属する月の初日から利用の日の三日前まで
 - 二 前号に掲げる者以外の者 利用の日前一月の日の属する月の初日から利用の日の三日前まで
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、同項に規定する期間以外であっても同項の申込書を受け付けることができる。

(利用の承認)

第五条 指定管理者は、条例第七条第一項の承認をしたときは、承認書を申込者に交付するものとする。

(利用の取消し及び変更)

第六条 前条の規定によりセンターの研修室等の利用の承認を受けた者は、当該承認に係る研修室

等の利用の全部若しくは一部を取り消し、又はその利用の目的若しくは方法を変更しようとするときは、指定管理者が定める届出書により直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(開館時間)

第七条 センターの開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 福祉情報センター 午前九時から午後五時まで

二 前号に掲げる施設以外の施設 午前九時から午後九時まで

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第八条 センターの休館日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 福祉情報センター 次に掲げる日

イ 定期休館日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

ロ 年始休館日 一月一日から三日まで

ハ 年末休館日 十二月二十九日から三十一日まで

ニ 臨時休館日 特別の事情により、指定管理者が休館を必要と認めて、知事の承認を受けて
定めた日

二 前号に掲げる施設以外の施設 同号ロからニまでに掲げる日

2 前項の休館日であっても、指定管理者が特に必要と認めた場合は、知事の承認を受けて、センターの全部又は一部を開館することができる。

(知事が管理する場合の特例)

第九条 条例第十二条第一項の規定により知事がセンターの管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第四条から第六条まで、第七条第二項又は前条に規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同項中「知事の承認を受けて、開館時間」とあるのは「開館時間」と、同条第一項第一号二中「、知事の承認を受けて定めた日」とあるのは「定めた日」と、同条第二項中「知事の承認を受けて、センター」とあるのは「センター」とする。

2 条例第十二条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行う場合であつて、当該業務に第四条に規定する業務が含まれるときにおいては、知事が当該業務を行うこととなった日において現に同条第一項の規定により指定管理者に対して行っている利用の申込みは、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により知事に対して行っている利用の申込みとみなす。

3 条例第十二条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなった日において現に第一項の規定により読み替えて適用する第四条第一項の規定により知事に対して行っている利用の申込みは、当該日以後においては、同項の規定により指定管理者に対して行っている利用の申込みとみなす。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第二条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、この規則の施行前においても行うことができる。